

# 倫理綱領

一般社団法人

日本産業・医療ガス協会

制定 平成18年 7月 1日

改定 平成19年10月1日

改定 平成21年 6月 8日

1. 会員は、わが国の産業・経済の発展及び国民生活の向上のため、国内外の法令を遵守することはもとより、社会規範を尊重し、良識を持って行動しなければならない。
2. 会員は、医療ガスが何物にも代えがたい人の生命に深いかかわり合いをもつという本質の故に、常に「生命の尊厳」を第一義とし、科学に対する謙虚さをもって自らを厳しく律し、社会の信頼に応えなければならない。
3. 会員は、人類の健康に対する根源的な欲求に応えるため、医学をはじめとする科学の進歩に応じた新しい知識と技術に挑戦し、企業の英知を結集した誇りある最良の成果を目指し、真摯な努力を続けなければならない。
4. 会員は、産業・医療ガス及び関連機器・設備の開発・生産・供給を通じ健康で豊かな社会の発展に寄与するという重要な役割を認識し、高い倫理的自覚のもとに社会の調和の中で健康な発展を図らなければならない。